

「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」について

1 概要

本報告は、貴施設が交付を受けた補助について、交付要綱の規定により、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書を提出していただくものです。

消費税（地方消費税を含む）は、課税事業者が課税対象となる取引を行なった場合に納税義務が生じますが、生産及び流通の各段階で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上に対する消費税から課税仕入れにかかる消費税を控除する制度「仕入税額控除」が設けられています。

この際補助金は、補助事業者の収入として消費税法上不課税（課税対象外）取引に該当し、消費税納税額の計算に算入されません。一方、補助金の充当を受けた経費に係る消費税額については、課税仕入に対して支払った消費税として消費税納税額の計算に算入して控除することができるため、当該補助事業者は仕入れに係る消費税額を実質的に負担していないことになることから、当該仕入控除税額分の補助金を返還していただく必要があります。

のことから、補助事業者の皆様は、補助事業完了後に確定申告により仕入税額控除をした場合、速やかに「消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書」により、県に報告してください。

2 提出していただく書類

書類のダウンロードはこちらから <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/nurse-net/hojyokinsirekoujyo.html>
ひろしまナース♥ネット⇒各種支援・補助金情報⇒補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書について

- (1) それぞれの補助金用の「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」
- (2) 別紙概要 1～4 のいずれか⇒貴施設の状況に応じて、使用してください。
- (3) 貴施設が税務署に提出された「消費税の確定申告書」の写し、及び「付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
(確定申告後に修正申告等を行った場合は、その修正申告等の写し)

3 返還額の計算方法

ダウンロードした「別紙概要」に必要事項を入力していただくと、返還額が自動計算されます。
各概要には記入例がありますので、参照の上、入力や記入をしてください。

- (1) 返還額が0円場合

貴施設が次の①～⑤のいずれかに該当している場合は、返還額は生じません。

- ① 補助対象経費が人件費等の非課税仕入だけになっている。
※委託による人件費は、非課税仕入ではないため該当しません。
- ② 消費税の申告をしていない。
- ③ 簡易課税方式により申告している。
- ④ 貴施設が消費税法別表第三に掲げる法人に含まれ、特定収入割合が5%を超えている。
- ⑤ 補助対象経費に係る消費税を個別対応方式において、「非課税売上のみに要するもの」として申告している。

①～⑤のいずれかに該当する場合は、

- ・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
- ・別紙概要4（返納額が0円の場合）
- ・「消費税の確定申告書」の写し及び「付表2」の写し
- ・特定収入がわかる書類（④に該当する事業者のみ）

の合計4種類（もしくは5種類）を提出してください。

※③の簡易課税方式で「付表2」が無い場合、「付表5」の写しを提出してください。

(2) 返還額がある場合

- ・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
- ・別紙概要1～3のいずれか
- ・「消費税の確定申告書」の写し及び「付表2」の写し
の合計4種類を提出してください。

① 課税売上高が5億円以下の場合かつ課税売上割合が95%以上 (別紙概要1に入力してください)

$$\boxed{\text{返還額}} = \boxed{\text{補助金額}} \times \frac{10}{110}$$

② 課税売上割合が95%未満の場合又は、
課税売上高が5億円を超え課税売上割合が95%以上の場合

●一括比例配分方式を採用している場合 (別紙概要2に入力してください)

補助対象経費のうち課税 仕入等に係る消費税額	仕入控除税額 (控除する消費税額)	課税売上割合 で按分
	控除できない消費税額	

$$\boxed{\text{返還額}} = \boxed{\text{補助金額}} \times \frac{\text{補助対象経費のうち課税仕入額}}{\text{補助対象経費}} \times \boxed{\text{課税売上割合}} \times \frac{10}{110}$$

●個別対応方式を採用している場合 (別紙概要3に入力してください)

補助対象経費のうち課税 仕入等に係る消費税額	A 課税売上のみに対応するもの	仕入控除税額 (控除する消費税額)
	B AとCに共通するもの	
	C 非課税売上のみに対応するもの	

$$\boxed{\text{返還額}} = \boxed{\text{Aの返還額}} + \boxed{\text{Bの返還額}}$$

$$\boxed{\text{Aの返還額}} = \boxed{\text{補助金額}} \times \frac{\text{課税売上のみ}}{\text{補助対象経費}} \times \frac{10}{110}$$

$$\boxed{\text{Bの返還額}} = \boxed{\text{補助金額}} \times \frac{\text{共通するもの}}{\text{補助対象経費}} \times \boxed{\text{課税売上割合}} \times \frac{10}{110}$$